



概要版

第2次福津市環境基本計画

～生物多様性ふくつプランを含む～

平成29年3月 福津市



第1部 第2次福津市環境基本計画

1. 環境基本計画とは

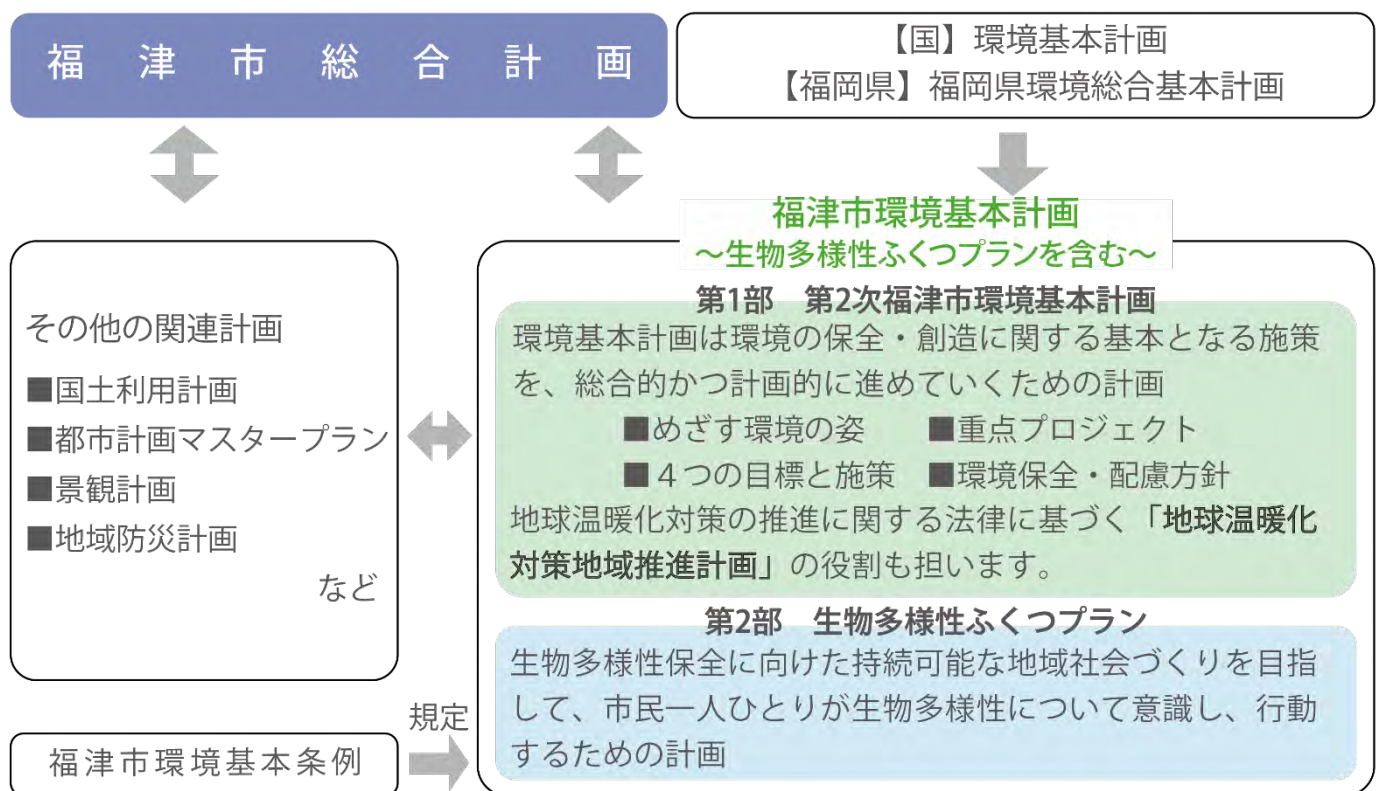
福津市の自然環境や文化・歴史的な財産を受け継ぎ、より快適で住みやすい環境づくりを進め、豊かな福津市の環境を未来へと引き継いでいくための計画

福津市は、豊かな自然環境と都市的な生活環境がバランスよく調和したまちです。福津市の豊かな自然環境は、私たちの心に安らぎと癒しを与えてくれています。先人たちが自然とともに生きるという優れた知恵のもと、自然を守り続けてきました。また、福津市には宮地嶽神社や津屋崎千軒などの歴史的街並み、新原・奴山古墳群などの遺産や文化財が数多く残されています。私たちには、これらの自然財産、歴史的・文化的財産を受け継ぎ、しっかりと後世へと引き継いでいながら、より快適で住みやすい環境づくりを進めていく必要があります。

(1) 環境基本計画の役割

この計画は、第1部「第2次福津市環境基本計画」と、第2部「生物多様性ふくつプラン」の2部構成になっています。このうち、第2次福津市環境基本計画は、環境の保全・創造に関する基本となる施策を、総合的かつ計画的に進めていくため、「福津市環境基本条例」第8条^{※1}の規定に基づき策定した計画です。

また、計画を進めるうえで、私たちがその責務を自覚し、お互いに協力しながら環境の保全・創造に取り組むための指針となるものです。



計画の関係図

(2) 生物多様性ふくっプランの役割

第2部「生物多様性ふくっプラン」は、第2次福津市環境基本計画の基本目標達成に向けて、福津市に生息する多種多様な生き物と、それらの生息・生育地の保全に重点的に取り組み、持続可能な地域づくりを実現するための方針となるものです。

(3) 環境の定義と対象地域

環境とは、私たちの身の回りに影響を与えたり、与えられたりしているすべてのことを指します。この計画では自然環境、地球環境、生活環境、地域環境の4つの分野について考えていきます。対象とする地域は市全域としますが、市だけで解決できない広域的な問題については、周辺自治体や国、県と連携・協力して取り組んでいきます。



(4) 計画の期間

本計画を進める期間は平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)の10年間です。ただし、計画の進捗状況や社会経済情勢、環境問題に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直します。

(5) 目指す環境の姿

福津市総合計画では、福津市がめざす将来像を「人を、明日を、誇るまち。福津。」として掲げています。この将来像を実現するための分野別目標の中では、豊かな自然を守り育て、人々が安心して暮らせるまちづくりについて謳われています。

この上位計画や福津市環境審議会での意見、市民の環境に対する意見を踏まえて、第2次福津市環境基本計画の基本理念を「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」として設定し、私たち一人ひとりが環境について学び、考え、育んでいくまちを目指します。そして、長年受け継がれてきた豊かな環境を市民、事業者、教育・研究機関、市が連携しながら、未来へとつないでいくことを目指します。



イラスト：花田有里絵

目指す環境の姿

(6) 基本目標

基本理念「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」を実現するために、下記の4つの基本目標を設定します。

暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”

豊かな自然環境を守り育てる

快適な暮らしを未来へつなぐ

4つの基本目標

【基本目標1】自然とともに生きる

～受け継がれてきた自然を守り、育てる～

福津は豊かな自然環境に恵まれています。この豊かな自然環境を地域で守り、育てていくまちを目指します。

【基本目標2】地球温暖化を緩和する

～福津の環境を受け継ぐ子孫のために～

地球規模での環境問題について、一人ひとりが考え自ら行動し、福津を受け継ぐ子孫のために、地球環境の改善に努めます。

【基本目標3】快適な生活環境をつくる

～福津をさらに住みよい、住みたいまちに～

一人ひとりがごみ問題やペットの飼育問題などの解決に努め、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。

【基本目標4】環境教育・環境保全活動と共働のしくみづくり

～環境を守るための地域共働のしくみをつくる～

市内の環境資源を活かした環境教育の機会の提供及び環境保全活動の支援と育成に努め、環境を守るための人づくり、地域づくりを行います。

2. 「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」の実現のための施策

4つの基本目標を達成するために、目標ごとに進める基本となる施策を設定します。

基本目標1：自然とともに生きる

福津市の海・干潟・山・河川・松林・ため池・里山・水田などの豊かな自然環境は、多様な生物の生息地となっており、希少な生物も多く確認されています。豊かな自然環境を守り、多様な生物の生息地として維持し、次世代へと引き継いでいく必要があります。

施策1 生物多様性^{※2}の保全

取り組む課題：多種多様な生物の生息・生育地の保全、外来生物^{※3}の侵入、鳥獣による農作物の被害など

【求められる取り組みの方向性】

多種多様な生物の生息・生育環境の保全、生物の生息・生育状況の調査、特定外来生物^{※4}の駆除などの外来生物対策、河川・ため池などでの生物多様性保全、シカ・イノシシなどの鳥獣による農作物などの被害に対する対策など

施策2 豊かな自然環境の保全・再生

取り組む課題：現在ある自然環境を維持するための対策、不法投棄や漂着物、森林環境の荒廃など

【求められる取り組みの方向性】

自然環境調査の継続的な実施、農地法や環境創造条例などの関係法令による対策、継続的な環境学習の取り組みや自然環境の管理活動、自然環境保全活動のための人材確保など

施策3 自然環境に関する普及・啓発・情報共有の推進

取り組む課題：市民団体による自然環境保全活動に関する情報共有、より多くの市民に届く情報発信など

【求められる取り組みの方向性】

市民団体の自然環境に関する情報の共有と啓発、自然環境に関わる取り組みの周知など



福津の豊かな自然環境

基本目標 2：地球温暖化を緩和する

地球規模での環境問題は私たちにとって実感しにくいものですが、地球温暖化は身近で深刻な問題となっています。地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量削減のために、省エネルギー化、新エネルギーの導入、ゴミの減量とリサイクル、緑の創出に取り組み、その効果を目に見える形で検証していく必要があります。

施策 4 省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換

取り組む課題：二酸化炭素排出量削減や環境意識の向上など

【求められる取り組みの方向性】

環境にやさしい行動宣言^{※5}や環境家計簿^{※6}など既存のシステムの活用、個人レベルで二酸化炭素排出量を把握し定期的に評価や見直しができるしくみづくりなど

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
環境家計簿の登録者数	392 名 (平成 27 年度)	500 名 (平成 38 年度)

施策 5 交通における省エネルギー対策の推進

取り組む課題：エコドライブの推進、自動車利用の削減やエコカーの普及・啓発など

【求められる取り組みの方向性】

アイドリングストップ^{※7}などのエコドライブの推進や自動車利用の削減、電気自動車やハイブリッドカーなどのエコカーの啓発など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
市公用車における電気自動車やハイブリッドカーの導入台数	3 台 (平成 28 年度)	5 台 (平成 38 年度)

施策 6 新エネルギー設備導入の推進

取り組む課題：新エネルギー導入のための情報提供、景観に配慮した設備の設置など

【求められる取り組みの方向性】

市民や事業者、学校での新エネルギー設備の導入を促す情報提供など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
公共施設の新エネルギー設備の設置件数	6 件 (平成 28 年度)	8 件 (平成 38 年度)

施策7 新エネルギー利用に関する調査・研究

取り組む課題：新エネルギー利用に関する調査や研究の推進

【求められる取り組みの方向性】

新エネルギーに関する情報収集、市に適した具体的な取り組みの検討など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
新エネルギー利用の調査研究	なし (平成 28 年度)	実施 (平成 38 年度)

施策8 ごみの減量

取り組む課題：ごみの減量の取り組み、市民や事業者ごみの減量に対する意識の向上など

【求められる取り組みの方向性】

ごみの減量に対する意識醸成のための啓発活動、生ごみのたい肥化やマイバッグ運動^{※8}、エコショップ制度などの推進など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
一人一日あたりのごみ総排出量	1,017g/人・日 (平成 26 年度)	966g/人・日 (平成 38 年度)

施策9 災害廃棄物^{※9}の適正処理

取り組む課題：震災や集中豪雨などの大規模災害の発生に伴い排出される災害廃棄物への対応

【求められる取り組みの方向性】

災害廃棄物の適正処理を行う体制づくり、古賀清掃工場や構成市町である古賀市、新宮町と共同した処理方法の検討など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
災害廃棄物処理計画の策定	なし (平成 28 年度)	策定 (平成 30 年度)

施策10 回収・再生利用の推進

取り組む課題：リサイクル率向上、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

【求められる取り組みの方向性】

ごみの分別収集の推進、回収・再生利用に関する啓発活動の推進、回収・再生利用に対する意識の醸成など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
リサイクル率	19.7% (平成 25 年度)	35.0% (平成 38 年度)

施策11 緑の管理と創出

取り組む課題：二酸化炭素吸収源としての緑地の機能の向上と管理

【求められる取り組みの方向性】

里山環境における竹林拡大の抑制・管理の推進、市民団体が環境保全活動を継続的できるしくみづくり、福津市本来の生態系に配慮した生物多様性緑化^{※10}の取り組みなど

基本目標 3：快適な生活環境をつくる

美しく快適な生活環境を整えていくためには、私たち一人ひとりが日々の暮らしの中で、ルールとマナーを守って生活していくことが重要です。また、より魅力的な生活環境をつくっていくために、市民の自主的な取り組みや事業者による社会貢献事業を奨励し、支援していくためのしくみづくりを行っていく必要があります。これらの実現に向けて、市の快適な生活環境づくりのためのルールづくりとともに、地域の様々な主体との連携のしくみづくりに取り組んでいきます。

施策 1 2 福津市景観計画の推進

取り組む課題：福津市景観計画に沿った景観形成の推進

【求められる取り組みの方向性】

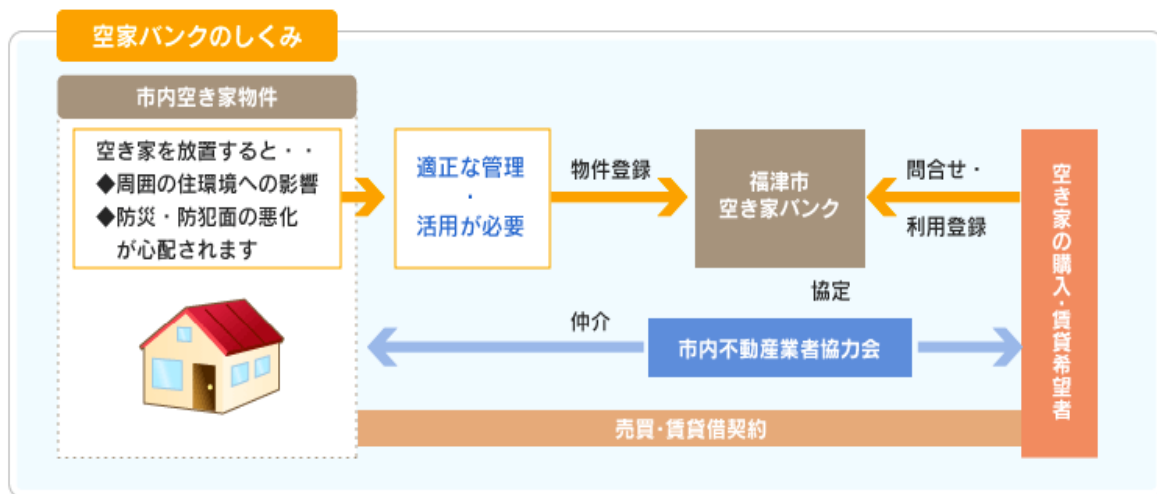
建設業者や施主への福津市景観計画の周知徹底、建物の立て替え、改装・改修の際に同計画に沿った施工をするように呼びかけを行うなど

施策 1 3 空き家バンク制度※11の推進

取り組む課題：空き家対策のための空き家バンク制度の活用と推進

【求められる取り組みの方向性】

空き家の所有者特定のための調査の推進、民間の不動産会社などと連携した取り組みの推進など



空き家バンク制度のしくみ

施策 1 4 不法投棄対策

取り組む課題：不法投棄抑制の取り組み

【求められる取り組みの方向性】

継続的な監視パトロール実施、監視カメラに頼らない監視体制の強化など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
住民の環境に関するモラル(道徳)に満足している市民の割合	50.2% (平成 27 年度)	70.0% (平成 38 年度)

施策 15 ペットの適正な飼育と管理

取り組む課題：野良犬猫を原因とする近所トラブルの抑制

【求められる取り組みの方向性】

野良犬猫の適正な飼育管理方法の情報発信、飼い主によるペットの適正な飼育とふん尿処理などの飼育マナーの徹底など

施策 16 空き地の管理対策

取り組む課題：空き地の適正な管理の推進

【求められる取り組みの方向性】

空き地の土地所有者への適正な管理の呼びかけなど

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
空き地の 処理割合	73.0% (平成 27 年度)	80.0% (平成 38 年度)

施策 17 共働による地域美化の推進

取り組む課題：公共エリア環境づくり事業（アダプトプログラム）制度の推進

【求められる取り組みの方向性】

アダプトプログラムの登録制度についての情報発信、アダプトプログラム登録団体の円滑な活動のサポートなど

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
公共エリア 環境づくり事業 (アダプトプログラム) 登録数	21 団体 (平成 27 年度)	25 団体 (平成 38 年度)

施策 18 安全な水の供給

取り組む課題：安全な水の供給の確保

【求められる取り組みの方向性】

水の供給に関わる近隣自治体・団体^{※12}との連携による安全な水の供給の確保、定期的な市内の地下水の水質検査など

施策 19 騒音・騒動・悪臭対策

取り組む課題：騒音・騒動・悪臭の防止、抑制

【求められる取り組みの方向性】

自動車騒音のさらなる数値低下への取り組みの推進、産業公害の発生防止のための適切な監視など

施策 20 大気の保全

取り組む課題：安全な大気の保全、大気汚染や野焼きに関する正しい指導と啓発

【求められる取り組みの方向性】

環境基準を超えている光化学オキシダント^{※13}についての注意喚起の継続、野焼きに対する正しい知識の周知など

基本目標 4：環境教育・環境保全と共働のしくみづくり

地域固有の歴史、文化、自然を守るための環境づくりを実現していくためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、環境について考え、行動していくことが重要です。そのためには、子どもから大人までのあらゆる世代の人々が、共に環境について学び、考え、創造していく機会を提供し、環境を守るための取り組みを推進していくことが必要です。また、持続可能な環境保全活動を実現していくためには、各々の地域で市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市などが情報を共有し、連携しながら活動していくことが重要です。これらの実現に向けて、福津市では市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市などがともに取り組んでいくためのしくみづくりを進めます。

施策 2 1 環境教育・環境学習の機会の充実

取り組む課題：多様な環境教育・環境学習の機会の提供、提供プログラムの認知度の向上など

【求められる取り組みの方向性】

情報発信のツールを活用した環境学習プログラムに関する情報提供、各主体の協働による環境教育・学習のプログラムの実施、多様な年齢層に対応した環境学習プログラムの検討など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
環境学習会機会 参加者数	のべ 5,366 人 (平成 27 年度)	のべ 10,000 人 (平成 38 年度)

施策 2 2 環境保全活動の支援

取り組む課題：市民団体の運営資金と活動人員の不足、市民団体間の情報共有など

【求められる取り組みの方向性】

環境保全活動に関する補助金制度の情報を集約し提供するシステムづくり、市民団体が各々の取り組みについての情報を共有・発信する取り組み、市民や事業者が環境保全活動に積極的に参加できるようなしくみの検討など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
環境保全の取り組みへの参加機会に満足している市民の割合	18.2% (平成 27 年度)	30.0% (平成 38 年度)
環境保全の取り組みへ参加・協力している市民の割合	48.9% (平成 27 年度)	60.0% (平成 38 年度)

施策 2 3 自然と親しむ環境づくり

取り組む課題：自然体験ができる環境の保全と活用、子どもの自然体験ができる遊び場の保全

【求められる取り組みの方向性】

新原・奴山古墳群などの歴史的拠点を結んだ散策ルートマップによる啓発活動、自然の遊び場・自然体験の場の継続的な管理・保全活動など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
歴史拠点を結んだ散策ルートマップの作成	なし (平成 28 年度)	作成 (平成 38 年度)

施策 2 4 人を育てる環境づくり

取り組む課題：環境保全団体などの次世代の人材の育成、環境保全活動への参加を促すきっかけづくりなど

【求められる取り組みの方向性】

幅広い年齢層の参加者による環境保全活動の促進、環境学習の指導者育成、まちづくり講座出前編などの取り組みを活用できるしくみづくりの検討など

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
まちづくり講座 出前編の環境関 連の講座数	7 個 (平成 27 年度)	10 個 (平成 38 年度)

施策 2 5 人的ネットワークの構築

取り組む課題：人と人をつなぐネットワークの構築による環境保全活動の充実など

【求められる取り組みの方向性】

環境保全活動を行う市民団体への若い世代の参加の促進、市民や市民団体の情報共有の場の提供、環境保全活動に参加しやすいきっかけづくりなど

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
シンポジウムの 開催	なし (平成 28 年度)	1 年に 1 回 (平成 38 年度)

施策 2 6 共働の拠点づくり

取り組む課題：市民団体が共働して利用できる拠点づくり、拠点での市民団体間の情報共有の促進

【求められる取り組みの方向性】

市内に共働の拠点となる場所の検討、拠点での市民団体の活動についての情報発信の促進など

施策 2 7 多世代の人々の交流の場の提供

取り組む課題：多世代の交流による環境保全活動の継承と充実

【求められる取り組みの方向性】

幅広い世代を対象にした情報発信、福津市の自然体験のプログラムや市民団体の活動へ多世代の人々の参加を促すしくみづくりなど

取り組み達成への目標値

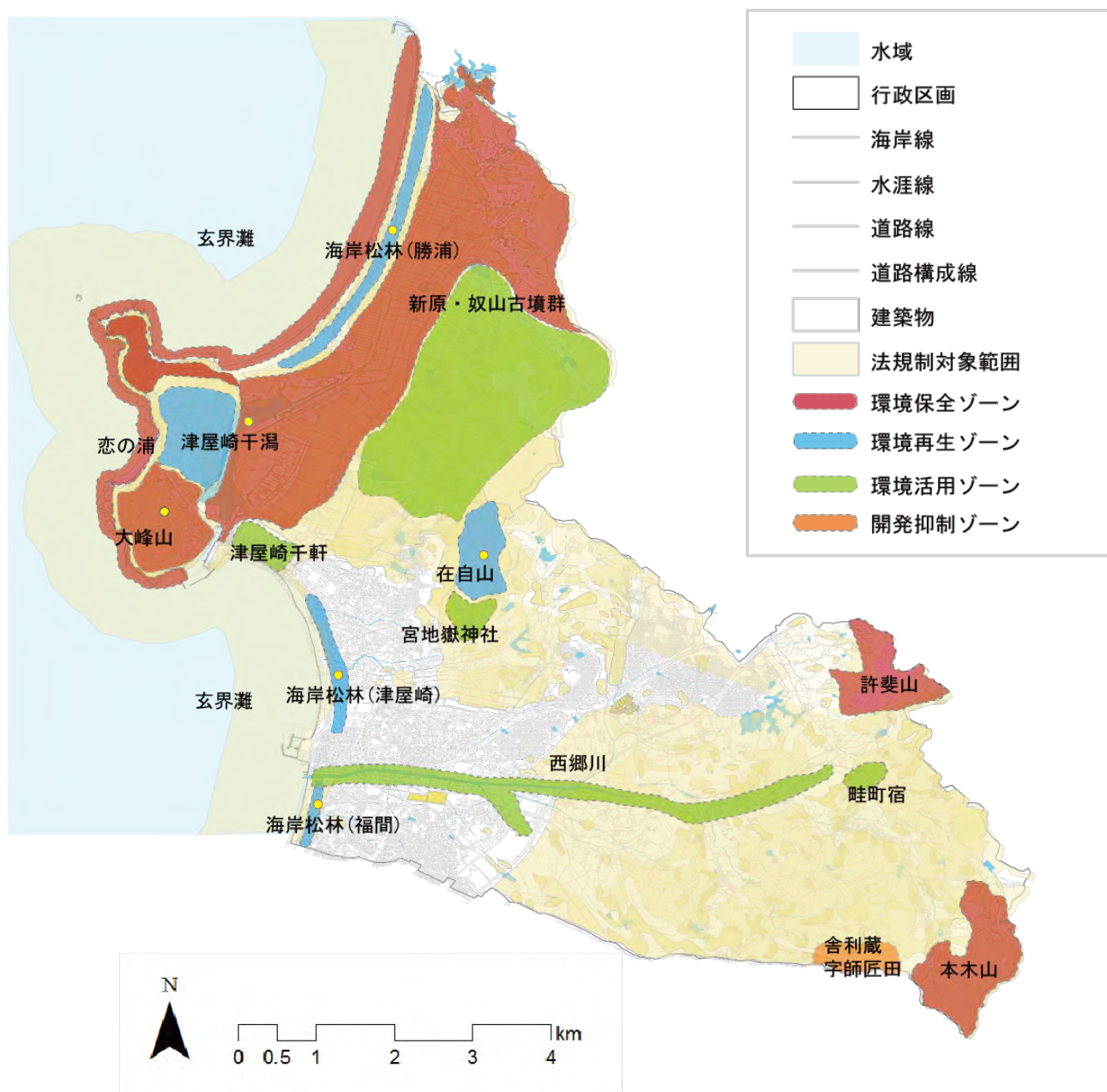
計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
福津暮らしの旅 及び郷育カレッ ジの講座 参加者数	のべ 3086 人 (平成 27 年度)	のべ 4500 人 (平成 38 年度)

3. 環境を守り、育てていくための重点プロジェクト

「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」を実現するために、環境を守り、育てるための環境保全の方針と、重点プロジェクトを設定します。

(1) 環境保全・配慮の方針

「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」の実現に向けて、国の法律により定められている自然公園法や森林法、鳥獣保護法および都市計画法や景観法に基づいた福津市の法規制対象範囲に配慮して、福津市の環境を『4つのゾーン』に分類します。治水事業などの公共事業及び民間事業（小規模を含む）を行う際には、自然再生・生態系に配慮します。



ゾーンごとの環境保全・配慮方針

環境保全ゾーン

希少な動植物が生息・生育する重要な地域であるため、特に保全すべき地域として、豊かな自然環境や生物多様性の保全を目指します。

【主な取り組み】

- ・希少動植物及び豊かな自然環境を一体的に保全します。
- ・ウミガメ保護条例や景観条例など環境保全に配慮した法規制により、自然環境を保全します。

〈重点環境保全対象地〉

大峰山、在自山、海岸松林(勝浦、津屋崎、宮司、福間)、新原・奴山古墳群、津屋崎干潟、勝浦海岸、白石浜、津屋崎浜、宮地浜、福間海岸、本木山、許斐山 など

環境再生ゾーン

自然環境が悪化している恐れのある地域であるため、適正な維持管理により、本来の自然環境への再生を目指します。

【主な取り組み】

- ・環境再生ゾーンを定めるための環境再生計画を検討します。
- ・市民、市民団体、事業者、市などとの共働により、維持管理に努めます。

〈重点環境再生対象地〉

大峰山、在自山、海岸松林(勝浦、津屋崎、宮司、福間)、津屋崎干潟 など

環境活用ゾーン

文化財や観光資源、自然環境によって構成されている地域であるため、大切な地域資源として保全・活用を目指します。

【主な取り組み】

- ・各地域の環境を地域資源としてつなぐエコロジカルネットワーク ※14 を検討します。
- ・今後、人の利用が増える可能性があるため、周辺の環境を含め保全するように努めます。
- ・定期的に環境調査を行い、環境の改変などを防ぎます。

〈重点環境活用対象地〉

西郷川、津屋崎千軒、畦町宿、新原・奴山古墳群、宮地嶽神社周辺

開発抑制ゾーン

大規模な不法投棄などにより環境が改変している地域であるため、開発を抑制し環境保全を進めます。

【主な取り組み】

- ・自然環境の評価を行い、環境の改変を防ぎます。
- ・環境基本条例や環境創造条例などの関連条例にもとづき、環境を保全します。

〈開発抑制対象地〉 舍利蔵 字師匠田

(2) 重点プロジェクト

「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」を実現するために、4つの基本目標において特に優先して取り組むべき施策を重点プロジェクトとして位置付けます。

重点プロジェクト1

生物多様性ふくつプランの実行

福津市では、カブトガニやアカウミガメなどの希少な生物が計269種も確認されています。このような豊かな自然環境や多様な生物たちは、私たちに、生態系サービス^{※15}として、多くの恵みを与えてくれています。生態系サービスは、私たちの生活の基盤となっています。生態系サービスを持続的に享受していくためには、生物多様性を保全することが必要です。福津市の地域生態系や生物の多様性を守るために、「生物多様性ふくつプラン—福津市生物多様性地域戦略—」を策定しました。今後は、このプランを計画的に実行し、福津市の生物多様性を保全します。



重点プロジェクト2

環境を守り育てる行動計画

福津市をいつまでも住みよいまち、住み続けたまちとして継続していくためには、市民や市民団体、事業者、市などが共働して様々な環境づくりの活動が続けていくことが必要です。そのためには、私たち一人ひとりが環境に目を向け、できることから少しずつ取り組むことが重要です。そこで、環境に優しい行動計画を私たち一人ひとりができる範囲で実行し、福津市の環境を守り育てる行動に取り組んでいくことが必要です。



重点プロジェクト3

ふくつの風土を取り入れた生活環境の形成

福津市には、ユネスコ世界文化遺産国内推薦候補である国指定史跡の新原・奴山古墳群や、江戸時代に塩田の積出港として繁栄した津屋崎千軒、江戸時代に唐津藩、福岡藩の藩主が参勤交代で通っていた唐津街道の畦町宿など歴史深い環境が数多くあります。また、津屋崎祇園山笠やよっちゃん祭など地域で親しまれているお祭りやイベントなども数多く開催されています。福津市ならではの風土として育まれてきた文化や環境を未来へ繋いでいくことが重要です。福津市ならではの環境を守り育てていくためには、福津市の特徴ある文化や環境を取り入れた生活環境の形成に取り組む必要があります。



重点プロジェクト4

ふくつ環境トラストの構築

福津市では様々な主体がそれぞれの立場から環境を守る取り組みを行っています。福津市のより良い環境づくりのためには、各主体間のつながりを強め、それぞれの取り組みを進めながらも、福津市が目指す環境のビジョンを共有する必要があります。福津市の環境を守り育てるための活動を行う団体間のつながりの輪を「ふくつ環境トラスト」として、構築します。

「ふくつ環境トラスト」によって、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市がつながりを保ち、共に助け合い、共働の輪が広がることで、大峰山や西郷川、松林など福津市内の様々な環境の保全活動を、効果的かつ継続的に進めることができます。



ふくつ環境トラストのしくみ

第2部 生物多様性ふくつプラン-福津市生物多様性地域戦略-

1. 生物多様性ふくつプランとは

福津市の豊かな環境と生物多様性を保全し、私たちが自然から受け取っているあらゆる恵みを、未来の世代へと引き継いでいくための計画です。

いま、私たちの暮らしを支えてきた生物多様性が、世界中で急速に失われつつあります。未来の人々が、生物多様性の恵みを享受し、豊かな暮らしができるようにするためには、身近な自然はもちろん、地球上のすべての生物多様性を未来に引き継ぐ必要があります。そのためには、私たち一人ひとりが、生物多様性のことを正しく知り、みんなで協力し、持続可能な社会を構築するために行動していく必要があります。

(1) 私たちの暮らしの基盤 “生物多様性”

生物多様性と生態系サービス

現在、地球上に存在する生物は、知られているものだけで約175万種、知られていないものを含めると約3000万種を超えるとされています。これらの生物はお互いに様々な関係でつながり、影響しあって生きています。私たち人間も、地球上に生息する多様な生物やその関わり合いの中から、多くの恵みを受けて生活しています。私たちが生物多様性を基盤とする生態系から得ている恵みのことを、「生態系サービス」と呼び、この生態系サービスは「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類されます。私たちが自然から受け取っているあらゆる恩恵を、未来の世代へと受け継いでいくためには、この生態系サービスの基盤である生物多様性を守っていく必要があります。

《生態系サービス》



[供給サービス]

水、野菜、魚介類、木材、繊維、医薬品など、私たちの日常生活に欠かせない様々な資源を供給してくれます。



[文化的サービス]

地域独自の豊かな自然や景観が、食文化やレクリエーションなどの楽しみをもたらし、私たちの生活に癒しや精神的な充実を与えてくれます。



[調整サービス]

森林による土砂崩れの防止や被害の軽減、水質浄化、気候の安定化など、私たちの暮らしに安全や快適性をもたらします。



[基盤サービス]

光合成による酸素の生成、土壌の形成、物質循環、水循環など、他のサービスや生物生存を支えています。

生物多様性をめぐる世界と日本の動き、愛知目標

平成4年(1992年)にブラジルで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」(地球サミット)で、初めて生物多様性を守る取り組みが世界的に取り上げられました。平成5年(1993年)には国際条約である「生物多様性条約」が発効され、日本も条約締結国となりました^{※16}。その後、生物多様性条約締結国会議が重ねられ、各国が生物多様性の保全と持続可能な利用のための取り組みを進めています。平成22年(2010年)には、名古屋で「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)が開催され、「生物多様性条約戦略計画 2011-2020(愛知目標)」が採択されました。

愛知目標は、COP6^{※17}で設定された「生物多様性条約戦略計画(2010年目標)」が達成できなかったことを受けて設定された、「生物多様性条約戦略計画 2011-2020(愛知目標)」の中で掲げられた国際的な目標です。愛知目標の趣旨は、「2050年までに自然と共存する社会の創造をめざしながら(ビジョン：長期目標)、2020年までに生物多様性の意味と価値をすべての人が理解し、社会の常識となり、生物多様性の損失を止め、回復力のある生態系を確保する(ミッション：短期目標)」となっています。私たちは一人ひとりが自ら行動し、この愛知目標で設定された達成すべき20の目標の達成を目指すことが大切です。

(2) 生物多様性ふくっプランの位置づけ

本プランは、福津市環境基本条例第8条の規定に基づく「第2次福津市環境基本計画」の基本目標である「自然とともに生きる」「地球温暖化を緩和する」「環境教育・環境保全活動と共働のしくみづくり」を具体化する上で、基本的な考え方となる生物多様性保全に係る方針や、手法を定めた指針として位置づけます。本プランでは、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市を対象に、各主体の取り組みを示すとともに、各主体の共働による取り組みを推進します。

(3) 対象となる地域

本プランの対象とする地域は、福津市の生物多様性についての戦略であることから、基本的に福津市全域とします。ただし、生物の生息域は自治体で分かれるものではなく、県内全体で取り組んでいかなければならないものもありますので、必要に応じて、福津市周辺の自治体や県と連携して取り組んでいきます。

(4) 計画期間

本プランを進める期間は、第2次福津市環境基本計画と同じ平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間です。ただし、今後、本プランの進捗状況や社会経済情勢、環境問題に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直します。また、長期目標としての期間を、愛知目標のビジョン(長期目標)にあわせて、平成29年度(2017年度)から平成62年度(2050年度)までの34年間とします。さらに、本プランの中で、重点的に取り組む項目については、愛知目標のミッション(短期目標)に合わせ、平成29年度(2017年度)から平成32年度(2020年度)までの4年間で取り組みます。

2. 福津の生物多様性保全と持続可能な利用にむけて

自然からの恵み(生態系サービス)を次の世代へ引き継いでいくために、福津の環境と生物の生息状況を把握し、保全していく取り組みが必要です。

(1) 福津市の自然環境の特徴と生物多様性

福津市の環境を7つ(里山、河川、海、干潟、ため池、松林、水田)に分け、福津の自然の特徴と、そこに生息する生物についてまとめます。

①里山の環境

里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。こうした地域は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。



宮司地区の里山

[福津市の里山の生物の現況]

- ・ 大部分が古くから人為的影響を強く受けたスギ・ヒノキ植林などで構成される。
- ・ 渡半島などには、オニヤブソテツツハマビワ群集など自然性の高い植生が分布している。
- ・ 渡半島などには、竹林が点在しており、周囲の樹林に侵入している。
- ・ 許斐山周辺には、アカネズミなどの小型の哺乳類やイノシシのなど大型の哺乳類が生息している。
- ・ 許斐山周辺には、ハヤブサ、大峰山や本木山周辺にはサシバなど希少な鳥類が生息している。
- ・ 竹尾緑地には、カスミサンショウウオなどの貴重な両生類が生息している。

②河川の環境

その環境の多様性と連続性から、河川には多くの生物が生息しています。また、都市空間に存在する貴重な水辺であるため、人々のレクリエーションや憩いの場としても、重要な環境です。福津市では、「泳げる川、西郷川を目指して西郷川リバーズ計画」に基づき、平成25年度に河川整備が行われました。また、上西郷小学校では、西郷川を活用した学習を行っています。



西郷川

[福津市の河川の生物の現況]

- ・ 西郷川流域では丘陵斜面にクヌギが優占する樹林が広がっているが、人為的管理の不足によりメダケが密生し、つる植物が繁茂している。
- ・ 西郷川では、川辺の湿地にはヨシやヤエムグラなどが分布している。
- ・ 西郷川及びその支流では、ヤマトシマドジョウやミナミメダカなどの希少な魚類が生息している。
- ・ 西郷川周辺では、サギ類やカワセミなどの鳥類が生息している。
- ・ 市内のクリークでは、絶滅が危惧されているニッポンバラタナゴやメダカなどの希少種が生息している。

③海的环境

地球の大部分を占める海は、水の循環や気候の調節など、システムとして地球の生命を支えています。海の生態系は陸の生態系に比べ連続性が高く、広範囲にわたることから、複雑で多様な生物のつながりを生み出しています。福津市は西部に長い海岸線を有し、玄界灘に面しています。この海岸は砂浜海岸(勝浦海岸～白石浜)、岩礁帯(渡半島付近)、入り江(津屋崎干潟)、砂浜海岸(津屋崎浜～福間海岸)の大きく4つのエリアによって多様な環境が形成されていることが特徴です。これらの環境に生息する多くの生物種が確認されており、魚類だけでも約500種以上が生息していると言われています。



津屋崎浜

[福津市の海の生物の現況]

- ・ 福間海岸では、ゴボウムギが優占、ハマヒルガオやケカモノハシなど砂の移動や乾燥に強い植物など、全国的に減少傾向にある植物が生息、貴重な砂丘植生が残っている。
- ・ 白石浜や勝浦海岸の後部砂丘では、希少種であるハマオモトが散生しているが、ハマユウヨトウムシによる食害が発生している。
- ・ 恋の浦海岸や勝浦海岸などでは、世界的にも希少なアカウミガメの産卵が確認されている。

④干潟的环境

干潟は二枚貝による有機物除去などの水質浄化機能や幼魚・稚貝の育成場などの生物多様性を維持する機能など多面的な機能を持つ重要な環境です。干潟は環境が悪化してしまうと再生することは難しいと言われており、現在ある干潟を守ることが重要です。福津市の津屋崎干潟はクロツラヘラサギの重要な飛来地、底生生物のカブトガニの生息地であることから環境省指定の「日本の重要湿地500」に、「津屋崎干潟及び周辺農業用水路」として選ばれている重要な環境です。津屋崎干潟は、大きな流入河川がなく淡水の影響をあまり受けていない、全国的にも少なく珍しい内湾干潟で、このような特徴ある津屋崎干潟には、多様な野生生物が生息しています。



津屋崎浜の
クロツラヘラサギ

[福津市の干潟の生物の現況]

- ・ 津屋崎干潟には、ウラギクやアマモなどの希少な植物の生息している。
- ・ 津屋崎干潟では、ヨシ群落が生育している。
- ・ 津屋崎塩田跡では、シバナ、シオグクの混成群落が生育している。
- ・ 津屋崎干潟には、世界的に絶滅が危惧されるクロツラヘラサギが越冬のため飛来している。
- ・ 津屋崎干潟では、ウミナナやアサリなどの貝類やヤマトオサガニなどの甲殻類が生息している。
- ・ 津屋崎干潟には、希少種であるカブトガニの生息が生息している。

⑤ため池の環境

ため池は、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。ため池は、農業用水としてだけでなく、生物の生息・生育の場所の保全、降雨時に雨水を一時的にためる洪水調整や土砂流出の防止など、多面的な機能を有しています。中でも、近年はため池の持つ生物の生息・生育の場所の保全が注目され、「生物多様性の宝庫」「絶滅危惧種の最後の砦」などと呼ばれています。

福津市には、約 115 のため池が存在しており、エサキアメンボやオオマルケシゲンゴロウなどの昆虫の生息地であることから環境省指定の「日本の重要湿地 500」に「古賀市及び福津市のため池群」として選ばれている重要な環境です。



原田池

〔福津市のため池の生物の現況〕

- ・ これまでに約 45 種の水生昆虫類・カメムシ類が確認されている。
- ・ 福岡県と熊本県の一部でしか見ることができないホソマルチビゲンゴロウなどの希少な生物が生息している。
- ・ オオシオカラトンボや希少種であるキイトンボやベニイトンボなどが生息している。
- ・ 地域生態系に影響を及ぼす可能性のあるウシガエルやブルーギルなどの外来種が生息している。

⑥松林の環境

福津市には、勝浦海岸から白石浜や、津屋崎浜から福間海岸にかけて、総延長約 8.5km の松林が存在しています（福津市の海岸線の総延長は 22km）。この松林は、黒田藩が筑前国を支配した際に、新宮から津屋崎までの海岸に整備された広大な植林地帯で、防風保安林として、松葉や枯れ枝などの燃料の採取場所として、魚類を集め繁殖や保護を図る魚つき保安林として、人々の生活とともに存在していました。



福間海岸の松林

〔福津市の松林の生物の現況〕

- ・ 福間海岸では、海岸砂防のために 40 年前にクロマツが植林されており、また、ムクノキが混生している。
- ・ 下草かりなどの人為的影響のため、つる植物見られる程度で低木はあまりない。
- ・ 林床には、カタバミなどの路傍植物群落が生育している。
- ・ 外来植物であるオオキバナカタバミやセイタカアワダチソウの生息地が広がりつつあり、在来植物への影響が懸念される。

⑦水田の環境

近年、水田は、農業生産の場としてだけでなく、公益的機能と呼ばれる環境保全に役立つ機能を持つ場としても認識されつつあります。水田の公益的機能には、洪水防止、土壌侵食防止、水質浄化、水資源涵養、景観維持、生物多様性保全の諸機能があると言われています。福津市には、約 9.9k m²の水田があり、そのうち約 87%の 8.5k m²が耕作地として利用されています。



勝浦の水田

[福津市の水田の生物の現況]

- ・ ミズアオイなどの希少な植物が生育している。
- ・ サギ類やカルガモなどの鳥類が生息している。
- ・ トノサマガエル、ヌマガエル、ニホンヌマガエルなどの希少な両生類の生息地となっているが、中干など水田の水管理方法の変化、除草剤や殺虫剤の影響による餌の減少などにより、水田域のカエルは減少傾向にある。
- ・ カヤネズミなどの哺乳類が生息している。

（２）福津市で行われている生物多様性保全への取り組み

福津市では、市民や市民団体、事業者、教育・研究機関、市が共働で、生物多様性保全への取り組みを行っています。

自然を守り育てる取り組み

里地・里山での取り組み

【大峰山の竹林管理活動】

水産高校アクアライフ科と九州工業大学環境デザイン研究室は、「森を豊かにすることで海が豊かになる」という考えのもと、地域共同の里山再生を目指し、大峰山を対象に竹林管理活動に取り組んでいます。また、伐採した竹を使ってイカ漁礁や竹炭石鹸づくりなど、竹の有効活用にも取り組んでいます。



【竹尾緑地の環境保全活動】

市民団体である里山みまもり隊は、毎月1回、竹尾緑地を対象として里山保全活動を行っています。具体的には、野生生物について学習し、湿地と雑木林の環境整備を行うことで、「カスミサンショウウオ」や「ミナミメダカ」、「ニホンアカガエル」などの希少種の生息地の保全に取り組んでいます。



海での取り組み

【津屋崎干潟の環境保全活動】

津屋崎干潟では、市民団体である干潟みまもり隊が毎月1回、干潟の保全活動を行っています。具体的な活動としては、市民の方々と共働で漂着物の収集やハマボウ、ハママツナなどの海浜植物の保護活動、侵入植物^{※18}の管理を行っています。また植物に関する看板を設置したり、土が崩れてむき出しになっている木の根を補強したりするなどの活動を行っています。



【海岸松林の保全活動】

4つの郷づくり地域推進協議会（勝浦、津屋崎、宮司、福間）が定期的に草刈り、松葉掻、清掃、植樹祭、倒木処理などを行っています。また、松林を活用したウォークラリーや小学校での環境学習を実施しています。



学び、体験する取り組み

【郷育カレッジ】

郷育カレッジは、地域の特性に着目した福津市独自の学習システムです。健康福祉、ふるさと、子育て、生きがい、環境、国際交流などの分野で、大人も子どもも楽しく学べる講座を開催しています。中でも、自然体験及び環境学習に関するプログラムは年間 25 回程度開催されています。



【福津暮らしの旅】

福津暮らしの旅は、福津の豊かな自然と寄り添って生活する方々の“暮らし”を体験するプログラムです。福津の地で生まれ、育てられた豊かな知恵と、喜びが詰まった福津市ならではの体験型プログラムです。年間 40 回程度開催されています。



【環境フォーラム】

福津市では、福津市の環境について考えるイベント「環境フォーラム」を年に 1 回、市内の大型商業施設で開催しています。この環境フォーラムでは、福津市の自然環境や地域の環境保全活動について情報発信を行っています。この環境フォーラムを通して、一人ひとりが福津市の環境について考え、意見を共有することを目的として開催しています。



【北部九州地域環境シンポジウム】

福津市の環境について考える場として、平成 26 年度（2014 年度）から、年 2 回、地域の方々や市民団体の方々、地域の高校生と共働で、「北部九州地域環境シンポジウム」を開催しています。このシンポジウムでは、みんなで福津市の環境について考え、意見を共有することで、より良い環境づくりを行っていくことを目的に開催しています。



3. 目指す将来像と目標

生物多様性を守り、福津市の豊かな環境を引き継いでいくための目標を設定します。

(1) プランの目指す将来像

福津市の生物多様性を守っていくために、私たち一人ひとりが、生物多様性を守るための行動を目標とします。

目標 1：生き物や生き物が住んでいる場所を守る。

福津市には、長い海岸線、津屋崎干潟、大峰山など多様な自然環境が残されており、こうした多様な自然環境を生息地とする多種多様な生き物が生息しています。福津市特有の生態系を後世へと受け継いでいくために、生き物の生息状況などの情報収集を行い、生き物や生き物の生息環境を適切に守り、育てます。

目標 2：生物多様性の恵みを受け取り、活用する。

私たちは、生態系サービスというかたちで、生物多様性から多くの恵みを享受しながら生活しています。本来受け取ることができる生物多様性からの恵みを受け取り、活用するためのしくみを検討していきます。

目標 3：生物多様性について正しく理解する。

私たちが日々の生活で受け取っている生態系サービスは、永久的に受け取ることができるものではありません。生物多様性という基盤が維持されることで生態系サービスを受け取ることができます。しかし、生物多様性に対する正しい認識は、未だ広く浸透していないため、正しい情報を伝え、知る機会を作っていきます。

目標 4：みんなで生物多様性を守るために取り組む。

福津市では、地域の生物多様性を守るために、様々な人たちが活動しています。こうした活動をさらに推進していくためには、活動の情報をみんなで共有し、それぞれの主体が生物多様性を守るための役割を理解し、行動することが必要です。そこで、地域の取り組みをお互いに共有できる機会、また、互いが手を取り合い共働で進めるためのしくみづくりが必要です。

4. 行動方針と行動計画

目標達成のための行動方針と行動計画を設定します。

それぞれの目標を達成するための行動方針と行動計画の全体像は以下のようになっています。

行動方針と行動計画の全体像

目標		行動方針	行動計画
目標1	生き物や生き物が住んでいる場所を守る。	①福津市に生息・生育している生き物を把握する。	生き物に関するデータの収集
		②生き物の生息・生育している自然を守る。	里山環境の保全・再生
			河川環境の保全・再生
			海環境の保全・再生
			干潟環境の保全・再生
			ため池環境の保全・再生
			松林環境の保全・再生
			水田環境の保全・再生
		③生き物の生息・生育している自然をつなぐ。	エコロジカルネットワークの検討
		④外来生物から地域の生態系を守る。	外来生物の生息状況の把握
外来生物との関わり方に関する普及・啓発			
外来生物の侵入・拡散への対策			
目標2	生物多様性の恵みを受け取り、活用する。	①自然と親しむ場所をつくる。	自然と親しむ場所の創出
			自然と親しむ機会の創出
		②生物多様性を活用したしくみを考える。	地域資源の活用
			環境アイコンの選定と活用
目標3	生物多様性について正しく理解する。	①福津市の生物多様性の情報を集める。	生物多様性に関する情報の収集及び把握
			生物多様性に関するイベントの開催
		②生物多様性について知るしくみをつくる。	生物多様性を理解するための情報の発信
			環境教育に対する支援
		③生物多様性について伝えるしくみをつくる。	環境教育の人材の育成
目標4	みんなで生物多様性を守るために取り組む。	①地域の取り組みを知る。	地域の取り組みに関する情報提供
			地域の取り組みの拠点の創出
		②地域の取り組みをつなぐ。	地域の取り組みの支援
			地域の取り組みをつなぐ機会の創出

第2次福津市環境基本計画と生物多様性ふくっプランを推進していくために

1. 計画を推進していくしくみ

第2次福津市環境基本計画と生物多様性ふくっプランを推進するためには、私たちが連携をしながら推進していくことが最も重要です。

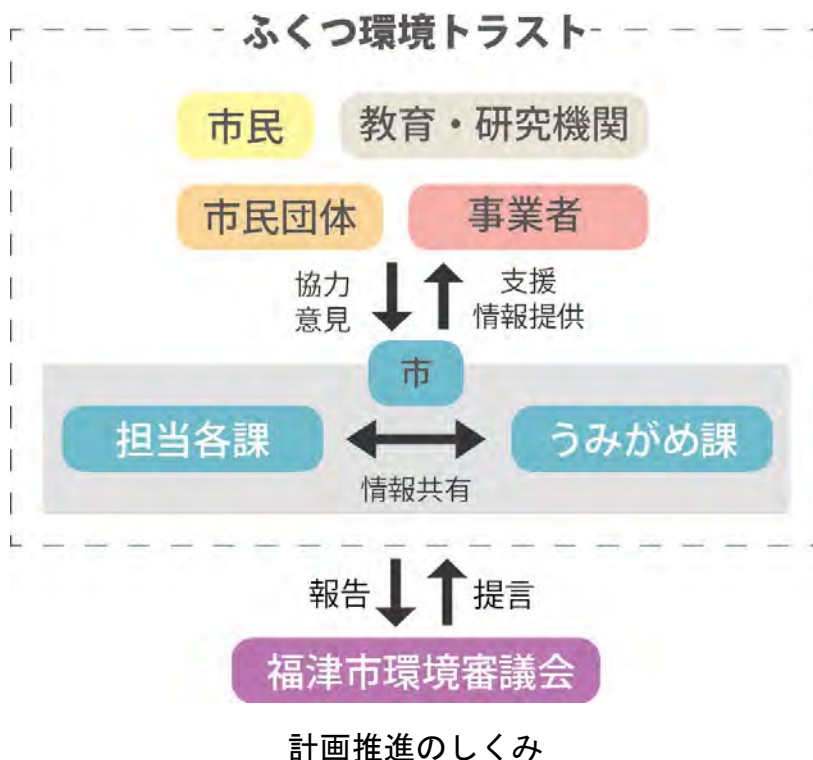
第2次福津市環境基本計画と生物多様性ふくっプランの推進にあたっては、下記のような体制で進めていきます。

(1) 環境審議会

「福津市環境基本条例」第18条に規定する環境審議会において、環境基本計画の推進評価、改善に関する提言などを行い、環境基本計画の総合的な点検を行います。

(2) 共働による推進体制

重点プロジェクト(生物多様性ふくっプランの実行を含む)を継続的に取り組むために、環境の保全・創造に取り組んでいる市民団体などを中心に、市民、事業者、高校、大学などで構成した重点プロジェクトを推進するための組織を編成し、取り組みを定着するための進行管理や啓発を行います。

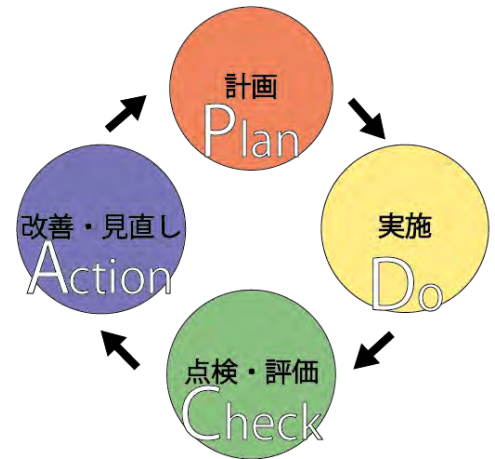


2. 推進のためのマネジメント

計画の推進にあたっては、計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Action)という一連の手続きを管理する進行管理システムを構築し、継続的な改善を図りながら進めていきます。

PDCA サイクル

計画の推進にあたっては、計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Action)という一連の手続きを管理する進行管理システムを構築し、継続的な改善を図りながら進めていきます。



① 計画 (Plan)

計画により、福津市がめざす環境の姿や基本目標、市民・市民団体・事業者・市の果たすべき役割、達成すべき数値目標を明らかにします。また、「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」を実現するために特に必要で、優先して取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として設定します。

② 実施 (Do)

環境基本計画で定めた取り組みなどの実施にあたっては、市民や事業者、市民団体、教育・研究機関、市が互いに参加、協力しながら実施していきます。

③ 点検 (Check)

市民・市民団体・事業者・市それぞれで、環境ルーブリック^{※25}（仮称）を用いて計画に掲げた取り組みの進捗状況や、目標の達成状況の把握・公表を行います。その際、順応的マネジメントを用いて、「点検(Check)」の内容を効果的に「見直し(Action)」へとつなぎます。

順応的マネジメント

順応的マネジメントとは、プロセスのなかで変化が予想されるプロジェクトにおいて、継続的な見直しとフィードバックによって、その変化に対応するための考え方です。順応的マネジメントを採用することで、人、自然、文化などのつながりの中で、絶えず変化する福津市の環境の実態を正確に捉えながら、計画を推進することができます。

④ 見直し (Action)

点検で用いた環境ルーブリック（仮称）に基づき、計画の取り組みの見直しや検討を行います。また、市民・市民団体・事業者からの意見、提案を検討し、改善していきます。

用語解説

※1 「福津市環境基本条例」第8条

1. 市は、すべての施策の策定及び推進に当たっては、福津市環境基本計画に基づき、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造を図るように努めるものとする。
2. 市民、事業者等及び滞在者は、環境基本計画に基づき、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造を図るように努めるものとする。

※2 生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生物と環境とのつながりに違いがあること「生態系の多様性」、生物の種に違いがあること「種の多様性」、それぞれの生物に個性があること「種内（遺伝子）の多様性」の3つのレベルの多様性があるとしている。

※3 外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた動植物のこと。

※4 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されたもの。

※5 環境にやさしい行動宣言

環境を守るための自分自身の行動計画を宣言する福津市の制度のことで、エコライフ（省エネルギー型の生活様式）をテーマに宣言を募集している。

※6 環境家計簿

くらしと環境の関わりを把握し、記録するための技法の一つで、日記型、チェック型、記録簿型などの種類がある。

※7 アイドリングストップ

大気汚染防止や騒音・悪臭防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するため、自動車の駐停車時における不必要なエンジンの使用を止めること。

※8 マイバッグ運動

買い物の際、レジ袋をもらわずに、持参したバッグや袋などに買ったものを入れて持ち帰る取り組みのこと。マイバッグとは前もって持参するバッグや袋の総称。

※9 災害廃棄物

地震や水害などによる倒廃棄物やそれに付随する家財などが廃棄物となったものや、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（し尿・避難所ごみ）のこと。

※10 生物多様性緑化

地域本来の生態系に配慮した住宅のベランダの緑化や庭への植樹など、生物多様性保全を目的とした緑化のこと。

※11 空き家バンク制度

市内の空き家で、所有者が売却・賃貸を希望する物件情報を市のホームページや窓口などで紹介し、購入・賃借を希望する人につなぐ制度です。

※12 水の供給に関わる近隣自治体・団体

宗像地区事務組合、福岡地区水道企業団、北九州市のこと。福津市は平成 22 年に水道事業を宗像地区事務組合に統合し、同事務組合から上水を各家庭に配水している。宗像地区事務組合は、福岡地区水道企業団、北九州市から上水を受水している。

※13 光化学オキシダント

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称。

※14 エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁など）がつながる生態系のネットワークのこと。

※15 生態系サービス

人類が生態系から得ている利益。淡水・食料・燃料などの供給サービス、気候・大気成分・生物多様性などの調整サービス、精神的充足やレクリエーション機会の提供などの文化的サービス、酸素の生成・土壌形成・栄養や水の循環などの基盤サービスがある。

※16 生物多様性条約締結国

生物多様性条約は、2016 年 12 月現在、194 か国、欧州連合 (EU) 及びパレスチナが締結している (米国は未締結)。

※17 COP6

平成 14 年 (2002 年) にハーグ (オランダ) で開催された「生物多様性条約第 6 回締約国会議」のこと。

※18 侵入植物

人間によって自然分布域以外の地域に移動させられた植物。



平成 29 年 3 月発行

発行・編集：福岡県 福津市

〒811－3293 福岡県福津市中央 1 丁目 1 番 1 号

TEL:0940-42-1111(代表) FAX:0940-43-3168

URL:<http://www.city.fukutsu.lg.jp>

E-mail:info@city.fukutsu.lg.jp